第33回くぬぎ山地区自然再生協議会【議事の経過の詳細】

日時 平成29年3月4日(土) 13時30分~14時40分 場所 三芳町立中央公民館 ホール

司会 (三芳町:石崎)

ただ今から、第33回くぬぎ山地区自然再生協議会を開会致します。本日の協議会は、約1時間30分、午後3時までを予定しております。ご協力のほどよろしくお願い致します。 会議の開催に当たりまして、当協議会の中島会長からごあいさつをいただきます。会長、よろしくお願い致します。

中島会長

皆さん、こんにちは。お忙しいところおいでいただきましてありがとうございます。

「みんなのくぬぎ山」をまた書かせていただきました。冒頭に駄文を若干書かせていただきましたが、本協議会ができて12年ということで、私も4年会長をやらせていただいたのですが、昨年ちょっと大きな動きが幾つかあったかなと思います。

まず、1つは、実施計画の作成に向けて動きだすことができたということです。小委員会を立ち上げまして、本日この後提案がありますが、いよいよ協議会としてきちっとした形ができていく、そういう段階に入ったと思います。また、土地の取得が、それこそ大きく動くわけではないですが、徐々に土地の取得が進みつつある、そういった雰囲気が見て取れたこの 1 年だったと思います。引き続き、保全管理活動についてはたくさんの市民の方が参加してくださっていますので、それも心強いと考えております。

ただ、問題点も幾つか出てきました。まず 1 つは、行政のほうがなかなか財政的に厳しくなってきたということで、以前は進んで指定地域を広げて、購入していこうと動いていたわけです。覚書もあって、それぞれが負担をして買い取っていこうという動きがあったのですが、だんだんと時代が変わってきたといいますか、財政が厳しいということで、そう簡単にはいかないということで、こちらとしても予想外の展開になっています。ぜひ今後、予算等確保していただいて、まず土地の購入ができないと本協議会のスタートが切れませんので、ぜひお願いしたいなと思います。

また、先日久しぶりにぐるっと、結構時間をかけてくぬぎ山地区を歩いてみました。今までいただいた地図を確認しながら、改変地等どうなっているかなと見て回ったのですが、所沢市と埼玉県で購入していただいた駒ヶ原の辺りは大変美しくて、散歩をしている人たちも本当に気持ちよさそうにしておりましたが、奥のほうに入っていきますと、一気に雑木林が切られて、広い改変地ができていると。

今回いろいろと骨を折っていただいた山脇学園のまだ購入していない土地があるのですが、その後ろも大きく切り開かれてしまいまして、資材置き場になってしまうようで、大変心配をしております。そういう意味では、そんなにゆっくりと待っているわけにはいかない。改変がどんどん進んでしまう、厳しい状態にあると思います。

また、保全管理活動については、今のところそれほど大きな齟齬はないですが、一部いろいろな団体が入りつつあって、個々に保全管理活動というか、いろいろと活用を始めているようなところが見られます。協議会で、いわゆる保全管理活動のルールというのを決めてあったのですが、その辺のところをちょっと無視してというか、それを超えた動きがちょっと見られます。今のところ特に大きな問題はないですけれども、この間も少し山脇学園とお話したときに、若干向こうと話の食い違ってしまい、要するに私の立場で、会長がその辺を理解している、というようなルールがあるのですが、私が知らない団体が入って、県も知っていたようですが、そういう活動が始まっているということが分かりまして、相手が、あれ、それはもしかして協議会と関係ないんですかというところで、いやいや、そうじゃなくてと、何か難しいような話が出てしまったんですね。足並みがそろってないのはまずいので、その辺をもう少しきちっと詰めていく必要があると。活動が広がれば広がるほど、そういった問題点が出てきますので、ぜひ話を詰めていって、足並みをそろえてほしいと思っております。

いずれにしろ、冒頭文にも書かせていただきましたが、ダイオキシン問題に端を発してこの協議会の活動が始まったわけですが、4市町の外れの部分にあたっていて、市民の関心が薄かったところから、産廃業者がたくさん入ってしまったのかなと思います。いざ移転誘導が進んだ後は、また市民の関心が薄れてしまって、また違ったものに変わっていってしまうというのでは、そもそもスタートを切ったときの目的と違ったものになってしまうと思いますので、ぜひここで、もう一度あそこの豊かな自然を市民にアピールして、私たちで力をかけて守っていこうと進んでいきたいかなと思います。

その上で、今度、実施計画を作成するということについては、大変意味のあることかな と。県のほうも予算を付けていくということで、来年度に向けて動きだしているようです ので、ぜひその辺のところがスムーズに進みますように、よろしくお願いしたいと思いま す。本日は幾つか議題がございますので、ご協力をよろしくお願い致します。

司会(三芳町:石崎)

ありがとうございました。それでは、議事に入る前に注意事項を2点申し上げます。

1点目でございますが、発言する場合は、ワイヤレスマイクをお渡し致しますので、挙手の上、会長の許可を得て、お名前を言ってから発言をお願い致します。

2 点目でございますが、受付では本日の出席者総数の確認を行っていますので、途中で退 席等する場合ありましたら、事務局のほうにお伝えください。

ここで、1つ連絡といいますか、設置要綱の第8条第1項にも書いてございますが、退会

の連絡がありましたので、ご報告させていただきます。個人委員であります鈴木瑞枝委員が、昨年の7月付で退会されました。

それでは、これより議事に入ります。

設置要綱第 10 条第 2 項の規定により、議長は会長が当たることとされておりますので、 以降の進行を中島会長にお願い致します。

中島会長

改めましてよろしくお願い致します。協議会の円滑な運営に努めてまいりたいと思いま すので、ご協力をお願い致します。

まず、議事に入る前に、設置要綱第13条第2項に基づき議事録署名人を選任したいと思います。議事録署名人は、その会において選任されるとされております。

本日は、勅使河原さんと福山さんにお願いするということでよろしいでしょうか。拍手 を願い致します。

(一同拍手)

ありがとうございます。ご足労かけますが、よろしくお願い致します。

ただ今から議事に入ります。

議事、(1) 保全活動の報告及び広報について、でございます。副会長、お願い致します。

足立副会長

報告致します。「みんなのくぬぎ山」という第 6 号が、お手元にいっていると思います。 会長が書いていただきました文章は皆さんが読んでください。

中身だけをよろしくお願い致します。平成28年10月2日、参加者が104名、半数が子どもたち、幼稚園から中学、高校の子どもたちの参加です。堀兼の自然再生地、それと所沢市下富の駒ヶ原の森で、それぞれ活動致しました。その模様もそこに写真と一緒に載っていますので、ご覧になってください。

それから、第 14 回、12 月 18 日、このときも 105 名の参加がありまして、幼稚園生から中学生、大学生の子どもたちと、初めての子どもと親の方もずいぶん見えてくれましたので、広がっているなという感じは致しました。雑木林の若返り大作戦で、狭山市上赤坂の民地の雑木林の手入れと、所沢市下富駒ヶ原の森の萌芽更新、それと草地の手入れを行いました。これも、だんだん萌芽更新をやってくると、子どもたちも参加者の方も慣れてきて、手際のいい作業ができたという感じでした。

もう 1 つは、昨年にどんぐりを拾っていて、自分たちが育てて大きくなったものをくぬ ぎ山に植えているという活動が入ってきましたので、新しい意味での広がりがあったと私 は感じました。

右側です。これ本当は所沢市と書くのですが、字間の関係で「くぬぎ山・駒ヶ原の森」についての位置図を載せました。今までは、皆さんにお配りする中には地図が載ってなか

ったので、駒ヶ原が一体どこにあるのか分からないので、ここであえて駒ヶ原の森はここですよという形をとりました。そしてその下に、くぬぎ山地区土地利用現況図、これは 28年の3月末ですから、およそ1年前のものです。これもこの便りには載せてなかったので、今こんな状態になっていますというのをたくさんの人に見てもらうために、ここに載せて、改変されたところと林がどれぐらい残っているか、どんな感じになっているかという数字も入れています。下には、保全管理イベントこういう形で実施しているんですよというものを載せましたので、活動参加したいなと思う方は、こうなんだと分かっていただきたい。

最後の 4 ページです。今までの活動の意義と歴史が載っております。たぶんお手元にあったのでお読みいただいたと思いますが、とりあえず説明致しますので、細かいことに関しては、ここはちょっと違うんじゃないかということがあれば今言っていただきたいと思います。

中島会長

この広報紙については、会計処理の都合上、協議会終了後速やかに印刷発注する必要があるので、大幅な間違いがなければこのまま印刷をかけるということです。ただ今の説明や内容についてご意見、ご質問がございましたら、ここでぜひお願いします。何かご意見、ご質問ある方はいらっしゃいますでしょうか。

勅使河原委員

個人会員の勅使河原です。「みんなのくぬぎ山」の4ページの一番最後に、事務局の連絡 先が書いてありますが、せっかくですので、住所と電話番号を入れておいてもらったほう が、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

中島会長

そういう意見がありましたが、事務局いかがですか、住所と電話番号。

事務局 (木曽)

埼玉県の木曽でございます。字数の関係で入り切れなかったもので、一回外させていただきました。字が小さくなるかもしれませんが、入れさせていただきますので、よろしくお願い致します。

中島会長

それでは、住所と電話番号、後でよろしくお願いします。

ほかにいかがでしょうか。大丈夫でしょうかね。

それでは、特にこれという問題がないということですので、この広報紙については、この後印刷をかけて配布ということでお願いしたいと思います。よろしくお願い致します。

次に、議事の(2)役員の選任についてでございます。

まず、会長の選任を行いたいと思いますが、立候補、推薦等はございますでしょうか。

要田委員

こどもと森の会の要田です。来年度も、ぜひ中島会長に頑張っていただきたいなと思います。よろしくお願いします。(拍手)

中島会長

ということですが、ほかに会長やってくださる方はいませんか。

私、正直言って、来年自分の仕事のこともあって厳しいとずっと思っているのですが、 どれぐらい仕事ができるのか分からないので、本当は違う方にやっていただいたほうがい いと思うのですが、どうもほかにいらっしゃらないようですので、会長は、引き続き私で よいという方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

それでは、引き続き会長は私がやらせていただきます。あと 1 年ということで、よろしくお願いしたいと思います。

引き続き副会長ということになりますが、副会長について立候補、推薦等ございますでしょうか。

斉藤委員

個人会員の斉藤です。足立圭子さんと横山三枝子さんを副会長に推薦したいと思います。よろしくお願い致します。

中島会長

ありがとうございます。そのほかございますでしょうか。

ないようですので、これはそれぞれ別個にということになります。まずは、引き続き足立圭子さんに副会長をお願いするという推薦がございましたので、足立さんが適任だと思われる方は挙手をお願い致します。

(賛成者举手)

ありがとうございます。承認されました。足立さん、よろしくお願い致します。

もう 1 名、本日所用あって欠席ですが、横山三枝子さんが引き続き副会長に推薦されました。横山さんにお任せしたいという方は挙手お願い致します。

(賛成者举手)

ありがとうございます。横山さんが承認されましたので、よろしくお願いしたいと思います。

確認致しますが、会長は私、副会長は横山さんと足立さんということで、引き続き来年 度頑張ってまいりたいと思います。

最後に、監事の選任を致します。立候補、推薦はございますでしょうか。 はい、お願い致します。

箕田委員

個人の箕田です。よろしくお願いします。

上田委員

個人の上田です。よろしくお願いします。

中島会長

上田さんと箕田さんから立候補がございました。ありがとうございます。 それでは、別々に承認作業を行います。

上田様にお願いしたいという方は挙手お願い致します。

(賛成者举手)

ありがとうございます。続きまして、箕田様も立候補してくださいましたので、箕田様 にお願いしたいという方は挙手お願い致します。

(賛成者举手)

ありがとうございます。来年度の役員が選任されました。上田様、箕田様、よろしくお 願い致します。

これで役員のほうは選任されました。引き続き私ですので、あいさつは要らないかなと 思いますので、議事の3番に移りたいと思います。

実施計画の素案を小委員会のほうから報告をさせていただきます。資料は回っていますでしょうか。これから資料をお配りします。冊子になっているものについては、以前、小委員会で配られたものでございます。本日お持ち帰りになって結構ですので、よろしくお願いしたいと思います。もう 1 部は、くぬぎ山地区特別緑地保全地区の案と公有地等の位置図ということで、こちらも配らせていただきます。こちらについては、個人情報等ございます。まだ不確定な部分もございますので、会議終了後、回収ということにさせていただきますので、ご了解ください。

(資料配布)

資料のほう行き渡りましたでしょうか。それでは、小委員会の委員であります須永委員から説明をお願い致します。マイクを須永委員にお渡しください。

須永委員

議事のほうで、くぬぎ山地区の実施計画素案策定小委員会からの報告ということになっております。この間運営委員の中で小委員会を設けて、この 1 年間検討してきた結果の概要をこれからご説明させていただきます。

お手元の A3 の資料をご覧になっていただければと思います。実施計画というのはそもそも何なのかというお話ですが、1 ページのところ、もともとこの地域で行っております自然再生というのは法律的な位置付けの中で定められておりますので、その辺のおさらい的な話ですけれども、左側の自然再生推進法の概要というところ、ちょっとコピーが悪くて見づらいですが、右側3のところの下に、「地域の取組み」という点線で囲ってあるところがあります。自然再生推進法の中で、大きくは、この「地域の取組み」の真ん中辺よりちょっと上に「全体構想の作成」と文字で入っていると思います。くぬぎ山にかかわらず、自然再生というのは、法律的には、この全体構想の作成というのを協議会が行いまして、その下に「整合」ということで、矢印がちょっと消えかかって見えづらいですが、実施計画案の協議と、これも協議会で行うということになっております。その下に実施計画というのがそれぞれできることになっています。

ですから、法律上は、自然再生を行う場合は、全体構想というのを協議会でつくって、 それに基づいて、どこの場所についてどう具体的にやるのかという実施計画をつくりましょうと、そういう2つの枠組みで進められるような仕組みになっています。

実施計画の右側のほうに、主務大臣及び都道府県知事というのがありますが、この協議会で実施計画の案というのをつくって、主務大臣というのは、環境省、あるいは農水省、国交省が関係してきますのでそういった国の関係の機関、それと埼玉県に提出して、それからさらに自然再生専門家会議と下にありますが、それとか自然再生推進会議、これは省庁で構成したものですが、専門家会議というのは学識者で構成しているものです。そういったところとキャッチボールをして実施計画というのが正式に定められるということで、これが実施計画の大枠でのフレームといいますか、進め方ということになっています。

右側の横長の表を見ていただければと思いますが、この法律に基づいて協議会が全国で設立されています。その中で、小さくて見づらいかもしれないですが、9番目にくぬぎ山地区自然再生協議会というのが示されております。右側のほうを見ていくと、全体構想というのはこの協議会で平成17年に既に策定されたということがあります。ただ、その一番右の枠、実施計画作成日ということでは、くぬぎ山については線が引かれています。先ほど申し上げましたように、全体構想ができたら実施計画をつくって実践活動を展開していくということですが、残念ながらくぬぎ山については、さまざまな事情で現在まで実施計画には至っていなかったという状況になっています。

続いて、次の 2 ページのところです。枠組みばかりの固い話になりますが、実施計画というのはどういう内容のものになるのかということです。自然再生推進法が平成 15 年にできまして、その中の 9 条に、枠で囲ってありますけれども、実施計画はどういうことを検討しなさいという内容が書かれています。

特に2番のところ、次の事項を定めるものとするということで、4つばかり挙げてありますが、実施者の名称ですとか氏名、あるいは対象となる区域ですとか、それから自然環境周辺地域の関係性だとか、意義だとか、効果だとか、そういったことについて定めなさいと。あるいは自然再生全体構想と整合がとれたものでなければいけない、4番にはそういったことが書いてあります。ここに示されたことに基づいて、実施計画を検討しましょうということになっています。

それから、右側のほうに手書きで、自然再生基本方針というものが書いてあります。これは法律に基づいて、3省庁、先ほど言いました農水省、国交省、環境省でこの自然再生をする上での方針をつくって、それで閣議決定をするというものが基本方針です。国のほうがこういった方針を示しています。ここの中でも、さらに詳しい実施計画の内容ということで、定めるべき内容についてアからオまで具体的なことが書かれています。

例えばウのところは、自然再生の対象地の中では、事前調査で自然環境あるいは社会的 状況についての調査をして、それに基づいて計画をつくって、さらにそれを客観的にモニ タリングの中で検証して、その効果をまたフィードバックして活動に反映させるという仕 組みをつくりなさいということが実施計画の中に求められていたり、ちょっと小さい字で なかなか見えづらいですが、ここに書いてあるような内容を反映することが求められてお ります。

次の 3 ページにありますのは、これはこの間の経緯の確認ということでの書類になっています。これは、右側の上のほうに平成 17 年ということで、既にまる 12 年経過してだいぶ古くなって、首長さんもほとんどが代わっているような現状ですが、これが全体構想をくぬぎ山でつくった時点で、県と 4 市町で具体的にくぬぎ山の自然再生の事業をどうしますということが示されたもので、この協議会でもかつて提示資料で出ているものですから、その確認ということで再度示しております。

ここの中で、特に目的のところに、くぬぎ山地区における緑地の保全を図るということで、冒頭でも中島会長からお話がありましたように、くぬぎ山の地区は民地がほとんどで、再生ということ以前に、緑地の担保保全ということがかなりウエートが高いものですから、その保全方策についても覚書で示されているということです。

第 2 条のところで、自然再生事業の実施者として、あるいは支援を行う地方公共団体と して県と 4 市、町は継続的に参画するということですとか、あるいは具体的な保全手法と して、第 3 条に、特別緑地保全地区という緑地の保全制度を活用するということが示され ています。

第 4 条のところで、この地区に指定した場合に、土地の買い入れ、民地を指定するわけ

ですけれども、地権者からの土地買い取りの請求によって公有地化するということでの買い入れの費用、あるいは維持管理ですとか施設整備に関する費用の割合を、4ページに別表1というのが示してありますが、それぞれの割合をこういうふうに負担しましょうということが示してあります。

それから、4条の2項のところに、特別緑地保全地区が、今後、近郊緑地特別保全地区になった場合ということで、保全の方策としては特別緑地保全地区と近郊緑地特別保全地区と、名前が同じようでどう違うんだということがあるのですが、それぞれ国交省の法律で、別の法律の中で位置付けられている保全手法になります。この2つで基本的には保全を行っていくことを検討しましょうということが、覚書として平成17年の時点で定められているということを確認する必要があるという資料になっています。

次、4ページ、ちょっとページが切れているかもしれないですが、ここのところでは、右側のところに2011年7月ということで書いてありますが、これは当時のくぬぎ山の自然再生協議会の会長勅使河原さんと県のみどり再生課のほうでの打ち合わせメモ、これも今回実施計画を検討する上での基本的な枠組みといいますか、捉え方として重要な資料だということで、小委員会で検討したものになっています。

具体的に何かというと、3のところに、「今後の公有地化の道筋をつくる」と書いてありますけれども、先ほど話が出ました特別緑地保全地区の指定に関しては、県としては10~クタールの面積がまとまれば指定地に入れていくという方針が示されておりまして、くぬぎ山全体だと152~クタールですが、その中の10~クタールということを当面の緑地指定で目指していきましょうと。あるいは2番のところで、上田県政、現在も続いているわけですけれども、「みどりと川の再生」の財源で何とかくぬぎ山の事業も入れていけるのがいいんじゃないかというような形が、この時点では示されているということになっています。次の5ページでは、具体的な実施計画の内容をどうするかということで、実は実施計画

も、先ほどの全国の一覧表で見ましたように、通常ですと、全体構想というのができてそれに引き続いて実施計画というのがつくられるものですから、5ページの左上に手書きで書いてありますが、全体構想というのは平成 17 年に策定されて、18 年翌年にくぬぎ山第 9回の協議会に、こういう内容で実施計画をつくりましょうということで、これも勅使河原会長だったころですが、一度この協議会に提示された経緯があります。

ただ、その後地権者の条件等でこれがそのまま進められないという中で、先ほどの国の 自然再生実施方針等も変わってきたものですから、それを踏まえて、今回の小委員会の中 では、5ページの右側に示してある実施計画の中身を検討するのがふさわしいということで、 全体の目次ですとか、その中身についての検討が行われました。

具体的な計画書は、1 章から 6 章までの章立てがふさわしいだろうということで、第 1 章が実施者の名称ですとか実施者の属する協議会ということで、これは当たり前の話ですが、第 2 章のほうで、どこの場所を対象にするかということ、基本的には全体構想と整合して、全体構想の中で示されていることをここでも書いていくと。

一番重要なのが、第 3 章、具体的な事業の実施計画ということで、ここが肝の部分になりますが、大きくは 4 つぐらいの構成で実施の中身を考えていくことがふさわしいのではないかと。1 番目がくぬぎ山地区の緑地保全計画、2 番目がくぬぎ山地区緑地管理計画、3 番目が緑地の再生計画、4 番目が緑地の活用計画ということで、この 4 つについて、保全と管理と再生と活用、そういう視点で具体的な中身を詰めていくことがいいのではないかということになっています。

この背景としては、次の6ページを見ていただくと、これはこの協議会が平成17年につくった全体構想のコピーですが、自然再生の目標ということで、1から4まで示されています。

目標の 1 番目が、平地林の荒廃を抑制し、豊かな緑と生物の多様性を維持するということになっております。具体的に、文言でここでは維持ということになっていますが、雑木林を二次林として管理してどう維持するかということで、管理に関することを言っています。

それから、目標の2が、平地林の改変を抑制し、武蔵野の風景を将来世代に引き継ぐと。 改変を抑制しということですから、これは保全方策のことです。現況の林をどうやって保 全するかということを意味していると思っております。

それから、目標の3、改変施設の移転誘導を計画的に進め、改変地を復元し、良好な平地林を再生すると。一部狭山の改変地の復元を既にしてありますけれども、ああいった一回改変したところを雑木林に戻すということで、まさにこれは再生ということを意味するであろうと。

それから、目標の 4 は、利活用を図り、平地林の新たな価値を創造するということで、 これは利活用という意味で、保全したり再生したことを地域の活性化とか経済振興に生か していくんだということで、活用ということです。

全体構想の4つの目標というのは、さっきの5ページに戻っていただきまして、3章のところで、さっき申し上げました保全というところ、どういう緑地の保全制度を適用するのが望ましいのか、どこに対して指定していくのが望ましいのかということで、3-1、緑地保全制度の導入による保全計画ということが、ここで検討すべき実施計画の課題であろうと。

それから、3-2、管理計画とありますが、これはこの間年2回協議会の活動でもやっておりますけれども、子どもたちが大変多く参加してくれるようになりましたが、平地林の管理活動です。下草刈りをしたり、あるいは植栽をしたりという管理活動の計画が3-2に来ると。

それから、3-3 として緑地の再生計画、これはなかなか現実的には難しいですけれども、 既にある資材置き場ですとか、そういった改変地をうまくほかの場所に移転する等、ある いは荒廃したままになっているところについて自然を再生していくための計画。

それから 3-4 が活用計画ということで、これは環境学習ですとかレクリエーションということがここでの利活用のメインになりますが、そういったことを積極的に行う中で地域の

活性化をどうやって図っていくか、こういった内容の計画で、3章のこの4つの計画をどういうふうに組み立てるかというのが、実施計画の主な内容に関わってくるということではないかと思っています。

それから、第 4 章では、閣議決定されている自然再生実施方針の中で、この部分が新たに加わったのですが、計画だけ立ててそのままというようなことではいけませんと。計画というのは、目標を設定して、それのモニタリングで効果の検証をしながら活用にフィードバックしていくような、そういう仕組みをつくりなさいということが示されております。そういった計画の進め方ですとか、効果の検証の仕方、あるいはそれを順応的に活動に生かしていくための反映の仕方、こういったことが第 4 章です。

第 5 章が、周辺地域の自然環境との関係ですとか、保全の意義ですとか効果、これも先ほどの活用計画に関わるのですが、単に自然環境の保全とか再生の政策だけじゃなくて、地域にとってどうなんだと。地域の魅力的な関わり、関係性、あるいは地域づくりの効果みたいなことの視点から、ここでの取り組みというのを考えましょうと。

第6章、最後が、役割分担ですとか、実施体制ですとか、そういったものをみんなで進めていく、そういう体制についてのことで、現時点でこの目次の内容にのっとって具体的なことを来年度の中で検討していくのが望ましいのではないかということで、もうちょっと小委員会の中では具体的な内容まで考えたのですが、先ほど話がありましたように、人の土地をこんなに考えてどうなんだというようなことなんかもあるものですから、現時点ではこういったことで来年度さらに続けていくということでご説明させていただければと思っております。

それと、こっちの話までしたほうがよろしいですか。

中島会長

とりあえずここまで、ありがとうございました。最終的には、6ページにありますくぬぎ 山地区自然再生事業実施計画目次(案)、これが今後作成していく実施計画の柱というか、 要素になると思います。

今、須永委員から説明があった中で、質問、またご意見等ございましたら、よろしくお願い致します。こういったものは付け加えたほうがいいとか、ここについては今回はいいのではないかとか、そういう意見もあるかなと思いますが、いかがでしょうか。

関谷委員

所沢市の関谷です。今ご説明を聞きまして、自然再生推進法の概要の 1 ページのところですが、地域の取り組みの中で、全体構想の作成は既に平成 17 年にできていまして、これから実施計画の協議、それから主務大臣、あるいは都道府県知事への送付だとか、意見聴取ということがスケジュールになると思いますが、どのぐらいの期間がかかるものなのか。一般的なもので構わないので教えていただければと思います。

中島会長

それでは、分かる範囲で結構ですので、須永委員お願いします。

須永委員

この内容を検討する上でどのくらいの期間がということですが、基本的には、この枠の中に書いてありますように、実施計画というのは実施者が行うということで、この場合、先ほどの覚書ですとか、あるいは県とのやりとりで考えると、10 ヘクタール以上の特別緑地保全地区の指定ということがある程度見通せた場合は、県が実施者になると想定されますので、県のほうでどう考えているのかということが重要になると思いますが、この場合自然環境が相手なものですから、自然環境のある程度の現状ということを把握して、それを実施計画に入れ込むということを考えると、なるべく年度の当初から年度末3月までぐらいの中で、その実施計画案をつくるのが望ましいのかなと、小委員会の立場としては考えますけれども、実施者としての県がどう考えるのかというのもあると思いますので。

中島会長

一応 1 年間で、案というところまでは持っていけたらいい。あまり時間がたってしまうと、また状況が変化してしまうということがありますので、1 年間でつくれる範囲で頑張っていただければとは思いますが、県と話をする中では、予算のこともあるので何とも言えませんというご回答をこの間はいただいたのですが、いかがでしょうか。県はどうお考えですか。

豊田委員

埼玉県です。実施者が定めるという覚書に従ってやりますので、基本的に県としては、 覚書のスタンスにのってとってやっていきたいと思っております。関係市町とよく協議を して、実施計画の策定に向けてできる限り努めていきたいとは思いますが、いつまでとい うのは、この場での明言はちょっと難しいかなと思います。

中島会長

ありがとうございます。一応小委員会のほうのお願いとしては、できるだけ 1 年ぐらい の範囲でつくっていただければということで、あとは実施者として協議して進めていただ ければと思いますが、所沢市さんのほうはよろしいでしょうか、そのような形で。

そのほか質問、ご意見等ございますでしょうか。 狭山市さん。

吉田委員

狭山市の吉田です。2点ございます。まず、4ページの右側、2011年にみどり再生課長との打ち合わせのメモの中に、2の③というのがございまして、この中に、再度農家地権者に協議会の参加を呼びかけるなどの打開策を考えていきたいというのがありまして、実施計画を作成する中では、やはり農家地権者に参加していただくのが望ましいと1つは考えております。

もう1つは、実施計画を策定する上で、3ページの覚書をもとに実施計画を策定していく というわけですが、中島会長がおっしゃっているとおり、17年当時と違って、狭山市も相 当予算の関係が厳しくなっているということは、ご理解いただきたいなと思っております。

中島会長

ご意見として伺っておきます。ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。ご質問、ご意見等ございましたら、お願いします。

それでは、小委員会のほうでは、このような形で実施計画の作成を進めていただきたい と思います。

事務局(笹川)

すみません、補足していいですか。埼玉県の笹川と申します。今のお話の中で、この実施計画をつくるというときに、実施者というところでお話があって、実施者が誰なのかということと、2市町以上の範囲に及んで10~クタール以上の範囲になったときには特別緑地保全地区の指定を県がするということで、ごっちゃになっていたようですが、そのような状況になった場合は法的に特緑の指定というのは県になります。でも、実施者というのは、特緑指定をしたものではなくて、あくまでも県と4市町になりますので、今のお話の中でその辺がイコールになってしまっていたようなところがあったので、ちょっとここは補足させていただきました。

中島会長

ありがとうございます。その辺のところも、行政間で話を詰めていただきながら進めていただくことが大事かなと。あくまでも小委員会は、こういう形で進めていただければという骨子の部分をつくったわけで、実施者については、それぞれ実際に実施するわけですから、ここに書いたとおりやれということではなかなか難しいかなと思いますので、これをもとにして実施計画の作成をお願いできればと思います。また、運営委員会等でもその辺りの細かいところはもう少し詰めていかなければいけないかなと思います。

今の県からの意見について何かありますか。須永さんもいいですか、実施者がごっちゃ になっているというご指摘があったのですが。

須永委員

言い方がまずかったのかもしれないですけれども、確かに 10 ヘクタール以上だと特別緑地保全地区の指定は県が主体となって、実施者としては、覚書にありますように 3 市 1 町と県でというようなことは示してありますので、今のご指摘のとおりだと思います。

中島会長

ぜひよろしくお願い致します。

それでは、今、須永委員から最初のほうにもあったのですが、ここは結局、特緑指定云々の話になってきますので、そこのところがはっきりと決まらない以上は、どこに対しての実施計画なのかということになりますので、そこで今回地図のほうをお配りして、特緑の指定のエリアについてはこういう形で進めたらどうでしょうかということで、ご説明を改めて申し上げます。続けて、地図の説明をお願い致します。

須永委員

先ほど説明させていただきました実施計画では、主に 4 つの視点から計画を立てるという中で、1番目にありました保全計画ということに関わる内容ですけれども、具体的に、覚書ですとかメモとかの経緯から考えて、その実施計画に踏み込む上で、最低 10 ヘクタール位の特別緑地保全地区の見通しがつくのかどうかと。

この間、会長、副会長初めとして、既に所沢の駒ヶ原のところについては特別緑地保全地区かかっていますけれども、それ以外のところ、特に地権者としてはそれなりの土地を所有している山脇学園にも直接その意向の確認等をしたり、あるいは所沢市のみどり自然課のほうで、既に指定しているところの周辺地権者の状況ということでもご尽力いただいているという中で、今お手元にある緑に塗ってあるところ、これが既に指定しているところとその周辺である程度見通しが立つところということで、案として示してあるものです。

先ほど所沢市の関谷課長からも時期の問題で質問が出たのですが、これをベースにして、 来年度の中でこの10~クタールが実施計画として緑地保全地区の指定案が示されるのかど うか。地権者との兼ね合いの中で、これがすんなりいく地権者だけじゃなくて、県あるい は3市1町の調整の中である程度いくのかどうかが時期にも関わってくる問題かと思いま すが、現時点での小委員会での見通しとしては、ここを第1段階としての保全策、いわゆ る特別緑地保全地区の指定にかけるのがいいのではないかということで、今日資料として 提示させていただいたということだと思います。

中島会長

では、ちょっと補足を。

足立副会長

お手元の地図の説明を致します。緑色が、今、検討していただきたい特別緑地保全地区

のエリアです。オレンジ色が公有地、特に今目立っているところは狭山市と埼玉県が公有地としていただいているところです。青い部分が、3カ所ありますが、これは市民団体等が購入したところです。これがこの地図に載っている場所で、駒ヶ原の所沢市と埼玉県が買ったところは、かぶってしまうのでオレンジ色をかけていません。それと、狭山市の自然再生地も公有地になっているのですが、かぶってしまうので、あえて色は入っていません。11 ヘクタールあるのですが、この中には公有地化されているところがだいぶあるというのと、もう 1 つは、ここで相当市民団体が頑張ってやってきているというのが表に載っています。

中島会長

今この緑色で囲ってあるところを、この実施計画の最初の特緑の指定のエリアにしたらどうだろうかと。大体ここに行かれている方は分かると思いますが、所沢市のエリアのところから出っ張って狭山市のほうに、ちょうど正方形のような、台形のような形で入り込んでいる四角がありますけれども、ここは山脇学園が現在もまだ所有している土地にあたります。

この土地については、私や副会長が直接山脇学園に行きまして、理事の方とお話をしまして、ここの土地を売却する予定等は当面の間はないと。売らない、何か改変したりすることはないと。すぐに買ってほしいという要求もしませんという話をいただいています。その方は、理事長も同じ考えなのでその辺は間違いないということで話をしてきました。従いまして、ここは、急に特緑指定になったからすぐに山脇が買い取ってくれというようなことは起こらないと考えてもらって結構と思います。

狭山市のほうには、再生地が伸びていますが、ここは、特緑指定は受けますけれども、 指定地域には入りますけれども、既に公有地ということですので、ここが例えば買い取ら なければいけないというようなことは生じないという形で、狭山市のいろいろな都合を勘 案して、このようなエリアを組ませていただいたということになります。

本来的にはもっと広くということもありますが、とりあえず 1 つ、この固まりの中でスタートしていければいいのかなと思っています。どちらかというと、遠慮がちに今回はエリアを切らせていただいたというようなことであります。

私一委員が、地権者が誰なのか、どういう状況なのかということを直接あたったり、知ることはできませんので、ここのそれぞれの土地の地権者等とは行政の皆さんがお話をしていただくしか方法がないので、われわれが直接出向くわけにはいかないので、分からない部分もずいぶんありますが、ここでやっていければ 1 つのコアになるのかなと考えまして、今回提案させていただいたような次第であります。ご意見、質問等ございましたら、お願いします。

特にご意見がないようですので、この件については、小委員会のほうで引き続き話し合いを進めていきたいと思っておりますが、今度は実施者の取りまとめになります県の事務

局等と話をしながら、具体化をしていきたいなと思っておりますので、よろしくお願いします。

なお、今回、小委員会のほうで出させていただいた資料の 2 ページに、全国の自然再生 法に基づく自然再生協議会の設置状況一覧の一番後ろのところに、実施計画の作成日が書 いてございます。くぬぎ山地区の自然再生協議会は、設置年度についてはほかの協議会よ りも早い段階で立ち上がっております。全体構想も比較的早めにつくられてはいるのです が、実施計画の作成がずっとなされていない。ほかの 24 の自然再生協議会を見ていただき ますと、まだ実施計画が作成できてない協議会は、うちを含めて 4 つということで、ほと んどの自然再生協議会については実施計画がつくられているという状態であります。

全国会議に行くたびに、うちは難しいところなのでということで言い訳ばかりをしているのですが、何年も行っていますと、毎年言い訳ばかりという形になりますので、ぜひ次回はこの実施計画作成に入れましたという話が全体の中でできれば、もしかしたら拍手をいただけるのではと思いますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

では、実施計画の作成小委員会の報告については、以上で切り上げたいと思いますが、よろしいでしょうか。

地図のほうは、すみません、事務局のほうで回収をお願い致します。前に回してください。

(資料回収)

それでは、確認ということで、今説明をした実施計画の案に従って、今後実施計画の作成 を進めていくということでご了解いただける方は挙手をお願い致します。

(賛成者举手)

ありがとうございます。それでは、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

最後に、議事の(4) その他にまいります。その他は1点ございます。運営委員会の委員の選任についてです。資料のところに、くぬぎ山自然再生協議会設置要綱とありますが、設置要綱の第11条の第5項、運営委員会の委員は、会長及び副会長が委員の構成を勘案して推薦し、協議会の同意を得て決定するということになっております。従いまして、次の運営委員もここで確認をして決定しておきたいと思います。

委員の名簿を見ていただいて確認をお願いしたいのですが、引き続き、今の運営委員さんにお願いしたいと私のほうは考えております。資料の最後に名簿がございます。2番の副会長の足立さん、9番の須永さん、13番の吉村さん、14番の岩田さん、個人委員のほうで13番の勅使河原さん、14番の私、15番の福山さん、17番の横山さん、20番の田中さん、24番の志村さん、あとは川越市、所沢市、狭山市、三芳町、県ということで代表5人、以上で規定にのっとった15人ということになりますので、この15人で引き続き運営委員会のほうを運営していきたいと考えております。ご意見等ございますでしょうか。よろしい

でしょうか。

では、この15人で引き続き運営委員会を運営するということ、了解していただける方は挙手をお願い致します。

(賛成者挙手)

中島会長

ありがとうございます。それでは、運営委員会のほうもこの委員で運営してまいりたい と思います。

以上で、本日予定していた議事が全て終了致します。事務局のほうにお返しします。よ ろしくお願いします。

司会(三芳町:石崎)

ありがとうございました。以上をもちまして、第 33 回のくぬぎ山地区自然再生協議会を 閉会致します。

名札のほうは、受付のほうにお返しをお願い致します。長時間にわたり慎重なご審議ありがとうございました。